令和８年度
中央区育児休業及び配偶者同行休業代替
任期付職員募集案内（福祉（保育士））

令和８年度　中央区育児休業及び配偶者同行休業代替任期付職員（福祉（保育士））募集要綱

令和８年１１月１３日

育児休業代替任期付職員とは、地方公務員の育児休業等に関する法律第６条第１項の規定により、育児休業を取得する職員の代替職員として、職員の育児休業の請求期間を限度に、あらかじめ任期を定めて採用する職員です。

配偶者同行休業代替任期付職員とは、「地方公務員法」第２６条の６第７項の規定に基づき、配偶者同行休業を取得する職員の代替職員として、職員の配偶者同行休業の請求期間を限度に、あらかじめ任期を定めて採用する職員です。

なお、勤務条件（勤務時間、休暇、服務等）については、任期が定められていること以外は原則として、任期の定めのない常勤職員と同様です。（一部例外あり）

※　育児休業代替任期付職員又は配偶者同行休業代替任期付職員を選択することはできません。

１　採用職種・受験資格及び採用予定数

職種	採用区分	受験資格（※１）	採用予定数	勤務場所（※７）
福祉	Ⅱ類	国籍を問わず（※２）、採用日時点で満２０歳以上であり（※３）、保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている方（採用日の前日までに資格を取得し、都道府県知事の登録を受ける見込みの方を含む）	若干名（※４）	区立保育園

※１　次の方は応募できません。

・地方公務員法第１６条各号（下記参照）のいずれかに該当する方

〈参考〉地方公務員法第１６条
　次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。
一　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
二　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
三　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第６０条から第６３条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
四　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
（注）平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

・現に中央区の常勤職員である方（一般任期付職員、育児休業及び配偶者同行休業代替任期付職員、臨時的任用職員、教育公務員を除く）

※２　受験可能な日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第２（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する人及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

※３　採用予定日については、「２　採用予定時期」を参照してください。

※４　採用予定人数に達した場合、選考を終了することがあります。

※５　学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。そのため、申込の際や採用に至る過程において、誓約書等により特定性犯罪の前科の有無を確認いたしますので、ご了承の上、お申し込みください。

なお、採用に至る過程において、特定性犯罪の前科について虚偽の申告をした場合は、内定取消事由に該当するものと考えられますので、あわせてご了承ください。

※６　採用内定者については、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６６号）に基づき、本採用選考の最終合格後から採用内定前までに「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し特定登録取消者に該当するかどうかを確認します。照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は、採用しない場合があります。

※７　勤務場所は、敷地内禁煙です。

２　採用予定時期

採用選考合格日の翌月１日から１年が経過する日までの間（随時）

（例）１月１日～１月３１日にお申込みをされた場合、職員の育児休業又は配偶者同行休業の取得状況によりますが、最短で３月１日に採用となります。

３　選考合格者の取扱い

合格者は採用候補者となり、上記「２　採用予定時期」の期間内において、職員の育児休業又は配偶者同行休業の取得状況に応じて採用します。ただし、取得状況によっては採用されない場合があります。

４　任用期間

概ね６か月以上３年未満で、職員の育児休業又は配偶者同行休業の請求期間に応じて採用時に決定します。

５　選考日程・方法・会場等

● 第１次採用選考

選 考 日	**受付後約１か月後**	集合時刻・会場等の詳細は、お申込み確認後に、ご本人様宛て通知します。
場　　所	中央区役所	
選考方法	作　文	課題式により、１時間行います。（８００字程度）
結果発表	選考日の１～２週間後（合否にかかわらず、受験者全員に通知します。）	

● 第２次採用選考

第１次採用選考合格者を対象に、次により行います。

選考日時・場所	第１次採用選考合格通知と併せてお知らせします。
選　考　方　法	個別面接
結　果　発　表	合否にかかわらず、受験者全員に通知します。

６　受験手続

申込方法（手順）	⑴　下記申込 URL・QR コードへアクセスしてください。 ⑵　画面の指示に従って必要事項を正しく入力し、申請してください。 ※　期間中に正常に受信したものを有効とします。 申込後、受付完了をお知らせするメールが届いているか必ずご確認ください。	https://logoform.jp/form/CxKB/1704402
申込期間	随時	
申し込み後の流れ	お申込み確認後に、当日の会場等の案内をメールにてお送りします。 ※お申込み後２週間以内にメールが届かない場合はご連絡ください。	

※　**第一次採用選考当日に顔写真（４㎝×３㎝・上半身脱帽正面）を一枚持参してください。**顔写真の裏面には氏名・生年月日を記入してください。

※　システム障害その他予期せぬ機器停止及び通信障害等が発生した場合のトラブルについては一切責任を負いません。

個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律による適正管理を行っています。中央区では、提出された関係書類やそれに基づき作成した資料等を厳重に管理するとともに、第三者には提供いたしません。また、規定の保存年限経過後には、速やかに適切な方法で廃棄しています。

求職者等へのセクシュアルハラスメント防止措置について

中央区は、求職者等へのセクシュアルハラスメント防止に関するルールを定めています。また、求職活動等の過程で不安や被害を感じた場合の相談窓口を設け、相談者等のプライバシーを保護するための措置を講じています。

求職者向け相談窓口　⇒　https://logoform.jp/form/CxKB/1816929（電子申請フォーム）

7　勤務条件等

●　給　与（令和８年４月１日現在）

初任給	福祉　Ⅱ類	約２５５，６００円	金額には地域手当（２０％）を含みます。

・　職務経験等がある場合は、一定の基準により加算されます。
・　上記のほか、一定の基準により期末・勤勉手当、通勤手当、住居手当、扶養手当等が支給されます。
・　採用されるまでに給与改定等が行われた場合には、その定めるところによります。

●　勤務形態

・　勤務時間

原則として午前８時３０分から午後５時１５分まで（週３８時間４５分）
ただし、勤務場所により変則勤務となる場合があります。

・　休　　日

日曜日、国民の祝日及び年末年始その他区長が定める日等
ただし、勤務場所により異なる場合があります。

●　休暇

１年度につき最大２０日の年次有給休暇。（付与日数は、採用月により異なります。）
その他夏季休暇、妊娠出産休暇、慶弔休暇などがあります。

問合せ先

中央区役所　総務部職員課人事係
〒１０４－８４０４
東京都中央区築地１－１－１
TEL　０３（３５４６）９５６５

最寄り駅

東京メトロ　有楽町線　新富町駅
（１番出口　徒歩１分）
東京メトロ　日比谷線　築地駅
（３・４番出口　徒歩５分）
都営地下鉄　浅草線　　東銀座駅
（Ａ７・Ａ８番出口　徒歩５分）

